

## 総合福祉学研究科 社会福祉学専攻博士前期課程 カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

社会福祉学専攻博士前期課程では、以下それぞれの領域において、自立した社会福祉ないし隣接分野の専門職従事者、研究・教育者として活動するにあたって必要とされる社会福祉（学）の知識・技術、研究の方法を修得させることを目標とする。

### 1. 教育の基本方針

講義や演習、研究指導を通じて、入学時の社会福祉に関する知識の幅を広げ、あるいは技術の修得を進め、研究・教育者ないし自立しかつ指導的な専門職従事者になるうえで必要とされる自律的な判断力、実行力、評価力、そして研究指導能力を有する者に育成する。

### 2. 教育のねらい

カリキュラムは基盤部門（必修：14単位）、展開部門（選択必修：4単位）、プロジェクト部門（選択必修：4単位）、論文指導部門（必修：8単位）の4部門から構成され、基盤部門では原理論科目・研究方法論科目・演習科目を学修し、展開部門では各領域の講義科目を通じて学修する。さらに複数教員による共同研究プロジェクトおよび論文指導により、研究・教育者ないし高度の自立的かつ自律的な専門職従事者に不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力を実践的に修得することができる。「社会福祉学原論特殊講義」、「社会福祉研究法特殊講義」、「社会福祉学特別演習」、「コースプロジェクト」、「修士論文指導」、その他の講義科目を通じて、研究・教育者ないし高度の自立的かつ自律的な専門職従事者ないしに不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力、そして研究能力を育成する。

### 3. 修得すべき知識と技能

修得すべき知識と技能は、専門職従事者と研究・教育者で異なる。研究・教育職の場合には、大学・短期大学・専門学校、研究機関において社会福祉に関する教育研究を遂行するうえで必要とされる教育能力と研究能力を修得することである。専門職の場合、志望する領域によっても異なる。しかし、共通していることは、講義や演習、研究指導を通じて、所与の業務を自立した専門職従事者としての判断と責任にもとづいてコーディネートや推進するに必要な専門的能力を修得することである。さらに多様な社会福祉の政策と制度、援助（活動）の改善・改良、新たな政策の企画・立案・法令化に資する能力を修得することである。成績の評価については、学位論文の他、試験やレポートの成績・出席状況などに基づき、シラバスに掲げられた授業の目標の学修達成度をめやすとして、成績評価を行う。また学生の学修成果等をもとに、教育課程を検証する。

### 4. 学修者の類型

研究指導の方法は受講生の類型によって異なる。例えば、理論志向の受講生には文献収集の方法、視点や枠組みを意識した読み方などを中心に指導する。実践志向の受講生には、技術習得の方法や事例研究の方法を中心に指導する。